

仙台市児童館募集要項質疑応答書

番号	対象資料	対象ページ	対象項目	質問内容	回答
1	募集要項	18ページ	10 管理に要する経費の取扱い	<p>10. 管理に要する経費の取り扱い⑥の部分についてです。 「国の補助制度に基づき本市が設定した条件等を踏まえた上で、放課後児童支援員に対し経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善等」の仕組みを設けることを目指す又は設けている場合」とありますが、こちらの内容は仙台市が実施している従来分処遇改善の内容と捉えて差し支えないでしょうか。また現在は子育て臨時特例事業（9,000円相当処遇改善事業）も実施しておりますが、そちらも⑥に該当するのかを教えてください。</p>	<p>⑥につきましては、放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善や、収入を3%程度（月額9,000円相当）引き上げるための処遇改善等、本市で実施する処遇改善事業すべてを対象としております。</p>